

利用契約書 重要事項説明書

はな華デイ

名古屋市緑区大高町字中ノ島 46 番地の 1

TEL 0 5 2 - 6 2 7 - 8 7 7 7

FAX 0 5 2 - 6 2 3 - 7 8 8 7

《介護保険事業所番号 2371404498》通所介護

23A1401232》予防専門型通所サービス

利用契約書

____様（以下「利用者」という）と、株式会社はな華（以下「事業者」という）は、利用者が事業者から提供される指定通所介護、予防専門型通所サービス（以下「通所介護サービス」という）を受けそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の主旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。

- 2 事業者が、利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、営業日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書の通りとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から認定有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了の7日前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新され、以後も同様とします。

第3条（通所介護、予防専門型通所サービス計画（以下「通所介護計画」という）の作成、決定、変更）

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の通所介護計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、通所介護計画について、利用者及び家族に説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして事業所において、利用者に対し日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（運営規定の遵守）

事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して本契約に基づくサービスを提供する。

第6条（通所介護サービス利用料金の支払い）

利用者は、介護度に応じた通所介護サービスを受け、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた自己負担額（介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額）及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払うものとします。

- 2 前項の自己負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月中に支払います。

第7条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスを追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用日当日に利用中止した場合には、重要事項説明書に定める所定の取り消し料を、事業者を支払っていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の理由がある場合にはこの限りではありません。

第8条（利用料金の変更）

介護度の変更又は、給付体系の変更があった場合には、事業者は当サービスの利用料金を変更することができるものとします。

第9条（事業者及び従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するものとします。

- 2 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合は、看護職員、主治医と連携し、利用者から聴取確認のうえでサービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管します。利用者もしくはその代理人の請求に応じて、これを閲覧公開し、複写（実費負担）を交付することができるものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に急変が生じた場合には、速やかに必要措置を講ずるものとします。

第10条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又は、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。

- 2 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には事前の同意を文書で得た上で、利用者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動等を行うこと。

第12条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にともなって、自己の責任に帰すべき理由により利用者に生じた損害については、事業者が加入する保険の範囲内において、賠償する責任を負うものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者の急激な体調の変化等事業者の実施したサービスを原因としない事由で損害が発生した場合。

- (3) 利用者が、サービスの提供にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又不実の告知を行ったことに起因して発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第14条（事故発生時の対応）

担当職員は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するとともにその記録を残すこととします。

第15条（地震等の災害が発生した場合）

契約の有効期間中、地震水害等の天災の他、災害等により通所介護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供する義務を負いません。

- 2 前項の場合に事業者は、利用者に対して既に提供したサービスについて、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第16条（契約の終了事由、契約終了にともなう援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用できるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 介護度認定により、利用者の心身状況が、自立と判断された場合
- (3) 事業者が解散命令をうけた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- (5) 本契約が解約又は解除された場合

- 2 事業者は、前項1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第17条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する日の前日までに、事業者に通知するものとします。

第18条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合本契約を解除することができます。

- (1) 事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しなかった場合
- (2) 事業者又はサービス従事者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者又はサービス従事者が故意又は、過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- (4) 他利用者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけた場合又傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らなかった場合

第19条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者によるサービス料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告に

もかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他利用者の生命、身体、財産、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第20条（清算）

本契約が終了した場合において、利用者がすでに提供されたサービスに対する利用料金支払い義務を、事業者に対して負担している場合は、契約終了から一週間以内に清算するものとします。

第21条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

電 話 052-627-8777

責任者 管理者・生活相談員

第22条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、利用者と誠意をもって協議し解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

尚、ご不明な点がございましたら何なりとお尋ねください。

令和 年 月 日

利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する通所介護サービスの利用を申し込みます。		
	住所	〒	
	氏名	印	
	電話番号		ファックス

利用者 (代理人)	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意志を確認しました。		
	本人との関係		署名を代行した理由 書字困難・その他
	住所	〒	
	氏名	印	
	電話番号		ファックス

事業者	当事業者は、通所介護サービス事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任持って行います。		
	住所	〒459 - 8001 名古屋市緑区大高町字一色山28番地	
	名称	株式会社はな華 (はな華デイ)	
	代表者	代表取締役 近藤 浩嗣 印	
	電話番号	052-829-1007	ファックス

重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定通所介護、予防専門型通所サービス（以下「通所介護サービス」という）を提供しています。

この説明書は、通所介護サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明しています。

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社はな華
(2) 所在地 名古屋市緑区大高町字中ノ島46番地の1
(3) 電話番号 052-627-8777
(4) 代表取締役 近藤 浩嗣
(5) 設立年月日 平成26年5月21日

2 事業所の概要

(令和7年10月1日現在)

1	事業の種類	指定通所介護、予防専門型通所サービス
2	事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供する。
3	所在地	名古屋市緑区大高町字中ノ島46番地の1
4	名称	はな華デイ
5	電話番号	052-627-8777
6	ファクシミリ	052-623-7887
7	管理者	近藤 昌
8	開設年月日	令和5年1月1日
9	通常の事業の実施地域	緑区大高町、大高台、南大高、東海市名和町（ただし、予防専門型通所サービスは東海市名和町を除く）。
10	利用定員	23名（1日）
11	営業日	月曜日から土曜日。（12月30日～1月3日は除きます）
12	営業時間	午前8時45分から午後5時30分まで。
13	サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで。
14	運営方針	利用者が有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、サービスの提供をし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
15	事業所の特色	その人、その人の歩いてきた道を大切にし、[食べる楽しみ] [語り合う喜び] [ふれあう感動] この三つの思いを胸に、明るい施設をめざします。新鮮な食材にこだわり、手作りの料理、おやつを提供しています。

3 職員体制

当事業所は通所介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職 種	人 員	
管理者（介護職員と兼務）	常勤	1名
生活相談員	常勤2（内1名は介護職員と兼務）	2名
看護師（機能訓練指導員・介護職員と兼務）	非常勤	1名
介護職員（専従1、兼務3）	常勤3・非常勤1	4名
調理職員	常勤2	4名

4 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

食堂及び機能訓練室	69.9975平米（利用者一人当たりの面積3.0平米）
静 養 室	7.125平米
浴 室	機械浴9.05平米・一般浴3.42平米
相 談 室	14.5平米

5 サービスの内容と利用料金

（1）サービス区分及び内容

①創作的活動

読書、手芸、カレンダー作り、オセロ、麻雀、ゲーム等の創作的活動を支援します。

②機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

③レクリエーション

その時々々の雰囲気にあわせレクリエーションを実施します。

④必要な介助

排泄の介助のほか、事業所での活動を行うときに必要な介助を、利用者の希望及び心身等の状況に応じて行います。

⑤医療・福祉・生活等の相談及び介護方法の指導

利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。また、希望に応じて家族等に介護技術の指導を行います。

⑥食事の提供

食事（昼食）を提供及び食事の介助をいたします。

⑦入浴

入浴の介助又は清拭などを行います。

⑧送迎

契約者の自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯は別途連絡します。

（2）サービス利用料金

自己負担額（介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額）をお支払いください。

サービス利用料金は、利用者の介護度に応じて異なります。下記料金表・計算式は、1割

の場合です。

要支援 1・2 1ヶ月

保険 対象 分		要支援1	要支援2
	サービス単位数 (A)	1798	3621
	サービス提供体制強化加算Ⅱ (B)		
	総利用単位数 (A)+(B)+(C)	1,960	3,961
	自己負担額 (円)	2,093	4,230
食	費 (1回)	昼食500円、おやつ代100円	
	自己負担額合計	自己負担額 + (食費×利用回数)	

要介護1～5 (7時間以上8時間未満の場合) 1日

保険 対象 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービス単位数 (A)	658	777	900	1023	1148
	入浴加算 (B)	40	40	40	40	40
	サービス提供体制強化加算Ⅰ1 (C)					
	総利用単位数 (A)+(B)+(C)+(D)	761	891	1,025	1,159	1,295
	自己負担額 (円) (1割の場合)	813	952	1,095	1,238	1,383
食	費 (1回)	昼食500円、おやつ代100円				
	自己負担額合計	自己負担額 + (食費×利用回数)				

・但し複数回ご利用の場合は多少の誤差が生じます。

《介護職員等処遇改善加算について》

当事業所は令和8年6月から介護職員等処遇改善加算Ⅱロを算定します。

《計算方法》

総利用単位数×10.68 (単位数単価) = 費用総額 (小数点以下切捨て)

費用総額×90% (給付率) = 保険給付額 (小数点以下切捨て)

費用総額－保険給付額＝自己負担額

通所介護処遇改善加算Ⅰ 加算率11.8%

要支援 (A) + (B) }
要介護 (A) + (B) + (C) } ×11.8% = 加算単位 (四捨五入)

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、実費をいただきます。

- ① 食費 昼食500円、おやつ代100円。
- ② 個別の「創作的活動」「レクリエーション」等の材料費などの実費。
- ② 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用は、話し合いにより決定する。
- ③ おむつ・パットは現物返却とする。但し返却のない場合は、おむつ1枚260円、パット1枚80円を徴収する。
- ⑤ 通所介護サービスの提供にあたって利用者に負担していただくことが適当である費用。

(4) 利用料金のお支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日頃までに連絡袋または郵送にて請求書をお届けしますので、現金の方は翌月内にお支払いください。

口座振替の方は利用の翌々月の4日にお引き落としとなりますが、手続きの関係上1ヶ月から2ヶ月程度現金払いまたは初回振替時にまとめてのお支払いとなります。

(5) 利用の中止・変更・追加

①利用予定日の前に変更・追加・中止もできます。

この場合サービス実施日の前日までに申し出てください。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての中止は、取り消し料として下記の金額をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出た場合	負担金なし
利用予定日	当日の利用者負担分

※ただし、当日の場合でもやむをえない理由があるときは負担金をいたしません。

③サービス利用の変更・追加時において、事業所が定員で満たされている場合には、他の日時について利用者と協議することになります。

6 サービス利用に際し留意いただきたい事項

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出てください。
- (2) サービス従事者又は他利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動等を行う事。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (4) 決められた場所以外での喫煙は禁止。
- (5) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合があります。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて別紙の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

8 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災

保 険 名 居宅介護事業者賠償責任保険

9 苦情の受付について

苦情処理窓口	責 任 者	管 理 者・生活相談員
受 付 時 間		午前8時30分から午後5時30分
電 話 番 号		052-627-8777
国保連苦情・相談対応窓口		愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室
		052-971-4165
		9時から17時（土日祝日を除く）
名古屋市役所介護保険課		052-959-3087
名古屋市緑区役所福祉課		052-625-3964

10 虐待防止に関する事項

本事業者は、虐待防止委員会の設置し、虐待防止に関する指針を定めています。高齢者及び障害者、弱者に対して虐待に関する事例や、本事業所内における対策及び対応を検討するために、おおむね1年に1回以上委員会や勉強会を行っています。

サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.1 ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。またサービス時に下記のような行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

1.2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人 または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げ ることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い身体拘束に関する 担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者 身体拘束適正化委員：管理者

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に 限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場 合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

はな華デイ
説明者
氏名

印

私は、契約書および本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービス提供開始に同意いたします。

利用者
住所
氏名

印

代理人（続柄 ）
住所
氏名

印

・尚、ご不明な点がございましたら何なりとお尋ねください。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

(1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、医療関係と事業者との連絡調整等において必要な場合、駐車許可証申請のため警察署に書類を提出する場合。

(2) はな華新聞・ホームページ他への写真の掲載

はな華 新聞 [可 不可 一部可 ()]

ホームページ [可 不可 一部可 ()]

SNS 等 [可 不可 一部可 ()]

2 使用する期間

契約締結日から契約終了まで

3 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと

以上

令和 年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名

印

家族代表 (続柄)

住 所

氏 名

印

代 理 人 (続柄)

住 所

氏 名

印

・尚、ご不明な点がございましたら何なりとお尋ねください。